

一般財団法人かながわ水・エネルギーサービス事務管理規程第5条第1項に基づき、財団の業務の適正な管理及び執行を確保するため、職員の行動基準を次のとおり定める。

令和2年7月15日

一般財団法人かながわ水・エネルギーサービス  
理事長 渋谷 敏 裕

## 一般財団法人かながわ水・エネルギーサービス職員行動基準

### 1 信頼づくり

#### (1) 法令等を遵守する

- ・法令や内部規程を理解し、常にこれらに立ち返り、これらを遵守します
- ・業務は、契約や仕様書の内容に常に立ち返り、遺漏なく、誠実に履行します。期限の遅れ、手続のごまかし等お客様に迷惑をかける行為を絶対に行いません
- ・交通法規を遵守し、運転には細心の注意を払います。飲酒運転は絶対にしません
- ・信用失墜行為や、職員全体の不名誉となる行為をしません
- ・自分の行動が社会的良識から逸脱していないか常にチェックします
- ・上司や同僚の行動に対しても、見て見ぬふりをせず、積極的に糾します
- ・地方公共団体等からの再就職者は、元の職場に対する「働きかけ」規制を遵守します

#### (2) 業務品質を第一に考える

- ・業務品質を第一に考えます。業務を属人化せず、一定の水準を提供できるよう標準化します
- ・だれもが標準以上の品質を提供できるよう心掛け、その向上に継続的に取り組みます
- ・担当業務の日常点検、相互チェックは、欠かすことなく、またおろそかにしません

#### (3) 公正な取引と資産の適正な管理を行う

- ・公正な取引を行い、適正な利益を追求します
- ・不当・不正な要求に対しては、毅然とした対応を採ります
- ・法人資産は、損なうことのないよう適正に管理します

#### (4) お客様の視点で行動する

- ・委託者様や委託事業のお客様に対し、さらには同僚に対しても、相手側の立場に立って、思いやりのこころで対応します
- ・苦情等に対しては、誠実かつ迅速に対応し、次の業務に活かします

#### (5) 個人情報等を適正に管理する

- ・個人情報の保護と情報セキュリティは細心の注意と工夫で管理し、個人情報を漏洩しません
- ・職務上知りえた秘密は、絶対に漏らしません

## 2 人づくり

### (1) 自己の能力を開発する

- ・経営理念を共有し、理想の組織を追求します
- ・問題の本質を常に考え、改善に主体的に取り組む行動を習慣化します
- ・次につながる積極的な失敗を恐れません

### (2) 明るく生き生きとした職場を作る

- ・公正で、透明性のある風通しのよい職場を皆で作ります
- ・ハラスメントは、絶対に許しません

### (3) チームワークを大切にする

- ・組織の中の自分の役割を理解し、その役割を全うします
- ・誰もがリーダーシップを発揮し、互いに知識を披瀝し合い、互いの能力向上をサポートし合います
- ・報告・連絡・相談を習慣化し、困難には組織で対応します。小さな違和感を見逃しません
- ・リーダーは、経営理念を行動につなげる方法を常に考えます
- ・リーダーは、採るべき行動の方向性を明示し、自ら率先して行動し、結果は自分の責任として引き受けます
- ・リーダーは、健全な危機意識を持ち、課題を先読みし、スピード感を持って対応を採ります

## 3 貢献

### (1) 財団の経営基盤を維持・強化する

- ・業務の目的を理解し、前例にとらわれず、その目的に最もふさわしい、効率的な手法は何かを常に考え、財団の経営基盤の維持・強化に貢献します

### (2) 事業を通じて社会に貢献する

- ・「いのち」のインフラの維持・持続に貢献する事業を選択し、それらの事業に組織の能力・資産を集中します
- ・事業の実施に当たっては、地域に貢献する手法を常に考えます
- ・適正利潤を確保し、納税義務を果たします
- ・経営理念に適合し、身の丈に合った社会貢献活動を行います

### (3) 環境に配慮する

- ・事業の実施に当たっては、環境負荷の少ない手法を常に考えます